

八国山緑地マネジメントプラン

八国山緑地の管理運営、整備等の取組方針

令和 4 年 3 月

東京都建設局

目次

はじめに	71-3
I 八国山緑地の基本的事項	71-4
1 都市計画等	
2 過去の実組等	
3 社会状況等の変化	
II 八国山緑地の開園概要	71-6
1 開園区域の概要	
2 利用状況等	
III 八国山緑地の目標と実組方針	
1 むこう10年間を見据えた主な目標	71-7
2 実組方針	71-9
(1) ゾーン別基本方針(ゾーン別基本方針図共)	
(2) 維持管理の実組方針	
(3) 運営管理の実組方針	
(4) 安全・安心な公園への実組について	
(5) 改修・再整備の実組について	
(6) 新規整備の実組方針	
IV 図面・写真	71-16
現況平面図	
周辺土地利用図(空中写真)	
周辺土地利用図(地図)	
八国山緑地の現況写真	
<資料編>	71-20
資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて	
資料2 八国山緑地に関する資料	

はじめに

「八国山緑地マネジメントプラン」は、平成 27 年 3 月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびにこれまでの本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

今回の改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大や東京 2020 大会の開催など、これまでにない公園を取り巻く大きな社会状況の変化があったことから、これらを踏まえ「改定の視点」を新たに定め、本マネジメントプランの内容の追加充実を図りました。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要な事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

I 八国山緑地の基本的事項

1 都市計画等

(1) 都市計画の概要

- ・ 名 称 東村山都市計画緑地第3号八国山緑地
- ・ 位 置 東村山市諏訪町二・三丁目、野口町三・四丁目及び多摩湖町四丁目各地内
- ・ 面 積 39.20ha
- ・ 種 別 緑地
- ・ 決定告示 (当初) 昭和52年12月21日 東京都告示第1120号
(最終) 平成11年2月26日 東京都告示第194号

(2) 八国山緑地の基本的な性格・役割

本緑地は、北多摩西部地域に位置し、「緑の島」のように残された狭山丘陵の東端に位置する都市計画緑地である。周辺の市街化により、住宅地に囲まれる形で残された貴重な緑地となっている。緩やかな南傾斜地にコナラ、クヌギなどの雑木林とそこに点在する草地広場からなる本緑地は、地元市においても狭山丘陵の豊かな自然環境を継承していくうえで重要な位置づけとなっている。

(3) 整備計画

八国山緑地の整備計画（昭和62年）

基本的な考え方

- ・ 雑木林に象徴される典型的な「武蔵野の原風景」の維持・復元を図るものとし、また、又谷戸や里、草原などの郷土景観の再生ならびに雑木林を中心とした多様な植生環境の保全を図る。
- ・ 散策、観賞、休息などの静的なレクリエーション機能を主体とし、身近に親しめる憩いの場として整備を行う。
- ・ 埋蔵文化財や歴史的環境の保全を図る。

2 過去の実績等

(1) 過去の実績の成果

「八国山緑地マネジメントプラン(H27)」における重点目標に係る過去7年間の取組およびその成果等は、以下のとおりである。

○地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

防災公園整備基本計画を策定した。地元消防署等と連携した防災訓練を実施した。

○多様な生物の貴重な生息・生育空間となる都立公園

生物多様性保全利用計画を作成し、ボランティア団体等と連携したササ刈り等の雑木林の保全活動、モニタリング調査、外来種駆除等を実施した。

ガイドウォーク、雑木林作業体験等のイベントを実施したほか、自然や保全の取組を紹介する動画を作成し配信した。

○都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立公園

地元市、市民団体、ボランティア団体や公益財団法人等と連携し、管理運営協議会

や広域連絡会、観光連携推進実行委員会等を実施した。

（２）八国山緑地のコンセプトと取組内容

本公園は、過去７年間、以下の方針で指定管理者が運営管理に取り組んできた。

コンセプト：古を思い、次世代へ伝える

歴史・人・自然をつなげる里の道

取組内容：縄文時代から息づく地域の歴史や文化、自然を体感できるプログラムや防災に関連したイベントを実施

３ 社会状況等の変化

（１）社会経済情勢

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- ・激甚化する気象災害
- ・東京 2020 大会の開催
- ・価値観の多様化、少子高齢化、グローバル化の進行等に伴う公園利用ニーズの変化
- ・デジタル技術・データの活用加速
- ・SDGs（持続可能な開発目標）の国際的な取組

（２）関連する行政計画等

- ・「未来の東京」戦略（令和３年３月）
- ・都市づくりのグランドデザイン（平成 29 年 9 月）
- ・東京都景観計画（平成 30 年 8 月）
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画（平成 31 年 3 月）
- ・緑確保の総合的な方針（改定）（令和 2 年 7 月）
- ・都市計画公園・緑地の整備方針（令和 2 年 7 月）
- ・東村山市「緑の基本計画 2021」（令和 3 年 3 月）
- ・東村山市「都市計画マスタープラン」（令和 3 年 3 月）
- ・東村山らしい景観まちづくりの手引き（平成 28 年 3 月）

Ⅱ 八国山緑地の開園概要

1 開園区域の概要

(1) 開園の概要

名 称 都立八国山緑地（はちこくやまりよくち）
開 園 日 平成2年6月1日
開園面積 371,474.70 m²（令和3年12月1日現在）
公園種別 都市緑地
所 在 地 東村山市諏訪町二・三丁目、野口町三・四丁目、多摩湖町四丁目
アクセス 西武西武園線「西武園」

(2) 主な公園施設

ころころ広場、ほっこり広場、ふたつ池
※園内に管理事務所はない

2 利用状況等

(1) 利用概況

尾根道のウォーキングが主な利用である。ころころ広場は休息での利用が多い。ほっこり広場やおおぞら広場は、近隣住民の犬の散歩などが多い。

(2) 利用者動向（推計値）

・年間利用者数の推移

	2年度	元年度	30年度	29年度	28年度
年間総計（人）	470,736	342,527	331,980	302,603	394,529

・月別利用者数の推移

2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間総数	78,214	61,075	21,080	10,167	24,681	20,126
（人）	10月	11月	12月	1月	2月	3月
470,736	27,822	58,500	35,516	39,832	50,359	43,364

(3) 主な活動団体

該当なし。

(4) 主な催し物開催状況（令和2年度実績は資料編参照）

「春のうららかウォーキング」「ガイドウォーク」などを実施している。

Ⅲ 八国山緑地の目標と取組方針

1 むこう10年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう10年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【 】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロジェクト名を記載した。

■目標1：地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

【プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト】

地震発生時の防災機能を発揮するため、下記の防災上の位置づけをふまえ、市の防災所管部署や地域住民等と連携し、防災訓練などの実施などによる防災意識の向上や防災対策を強化する。

また、防災照明の増設等による防災機能の強化・充実を図る。

- ・東村山市地域防災計画による指定
広域避難場所（全域）

◎主な取組確認項目：防災施設整備の実績、防災訓練等の実績

■目標2：安全・快適な公園づくりを行う都立公園

【プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト】

適正な樹木剪定や植生管理等とともに、日常的な施設清掃や巡回、マナーアップの呼びかけ等により、安全性や防犯性に考慮しながら快適な公園づくりを行っていく。

◎主な取組確認項目：植栽管理の取組、施設管理の取組

■目標3：水と緑のネットワークを形成する都立公園

【プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト】

本公園は狭山丘陵に位置し、狭山公園、東大和公園、野山北・六道山公園、中藤公園等の都立公園や、多摩湖・狭山湖の貯水池林とともに東京の緑の骨格として広域に渡る緑のネットワークを形成している。隣接する雑木林などの自然地や狭山丘陵に位置する他の公園緑地と連携しながら、一体の自然豊かな丘陵地として保全を図っていく。

◎主な取組確認項目：植栽管理・施設管理の取組

■目標4：東京の水と緑の骨格軸の形成に寄与する都立公園

【プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト】

東京をうるおいのある緑豊かな都市としていくため、水と緑の骨格を形成する公園の整備を進めていく。

◎主な取組確認項目：新規開園に向けた取組

■目標5：多様な生物の貴重な生息・生育空間となる都立公園

【プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト】

【プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト】

本公園を良好な生物の生息・生育空間として機能させるために、多様な生物の生息・生育環境に配慮した環境整備を進めるとともに、公園内の動植物の保全・育成活動を充実させていく。

また、様々な体験を通して利用者に自然の大切さを体感してもらうため、この公園独自の自然的環境を利用した取組を行っていくとともに、ボランティア等の協力を得ながら、雑木林等の自然環境の保全・回復を図っていく。

◎主な取組確認項目：生物生息・生育空間整備の取組、生物の保全・育成の取組、自然体験等の取組、雑木林更新等の取組

■目標6：子どもたちの健やかな成長の場となる都立公園

【プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト】

子どもたちの健やかな成長や多世代の交流のために、公園の豊かな自然環境を活かした野外体験などの機会を提供していく。

◎主な取組確認項目：子どもの育成・多世代交流の取組

■目標7：都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立公園

【プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト】

都立公園の魅力をさらに高め、都民にとって都立公園をより身近な空間とするため、都民や公園ボランティア、NPO、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体とともに公園の管理運営を進めていく。

また、デジタル技術の活用などを通じた情報や魅力発信や、利用者間や公園管理者と利用者などの多世代の交流を促進していく。

◎主な取組確認項目：都民協働の取組、地域との連携の取組、企業との連携の取組

2 取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかわる取組方針について、安全・安心や環境への取組等にも考慮したうえで次のとおり定める。

(1) ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

A：多目的広場ゾーン

- ・西入り口広場、ころころ広場、ほっこり広場、おおぞら広場のあるゾーン
明るく草地の中でのピクニック、軽運動、遊び等の利用に対応していく。

F：尾根道散策ゾーン

- ・尾根の散策路のあるゾーン
公園を東西に縦断している約 1.5km の尾根筋であり、ハイキングなどの散策路として、安全・快適な利用に対応していく。

K：環境共生・保全ゾーン

- ・雑木林のあるゾーン
生物多様性を確保するため、樹林地の自然環境を保全していくとともに、散策路を整えることで、四季折々の彩りのある姿を見せるよう工夫し、自然観察や散策、休息などの利用に対応していく。

Q：外縁部ゾーン

- ・民有地等や公道に接する公園外縁部
本緑地は、公道を挟んで住宅地等と接している所と、公道を挟まずに直接境界を接する所がある。区画道路に面する所では、見通しを確保し、住宅地に対して良好な景観の提供を図っていく。また、直接境界を接している所では、落ち葉や落枝、越流水などに対応していく。

【ゾーンについて】

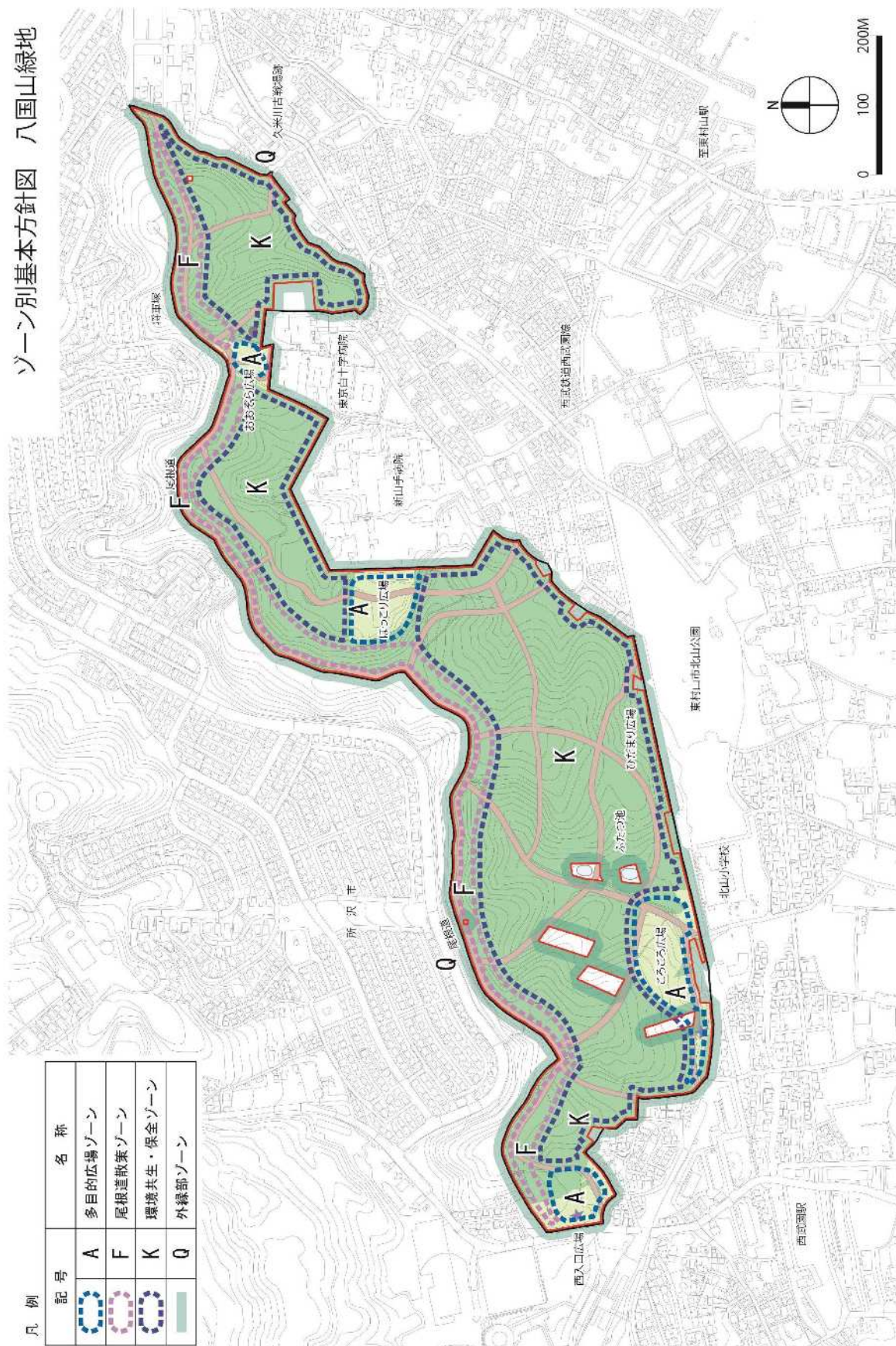
公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分（下表）を行っており、公園毎に施設内容が異なるため、公園毎にゾーン表記が異なる。着色部は本公園にあるゾーンを示す。

記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。）
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボリックな入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	（庭園関係）	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	民有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

ゾーン別基本方針図 八国山緑地

凡 例

記 号	名 称
	多目的広場ゾーン
	尾根遊散策ゾーン
	環境共生・保全ゾーン
	外縁部ゾーン



この図は、国土利用計画（国土利用計画）に基づき作成されたものであり、実際の状況と異なる場合があります。

（２）維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

１）維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるため、各公園においては、基本的な維持管理に加え、公園の特性に応じた維持管理を行い、より質の高い公園を作り上げていく。

そのためにも、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。

あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、ユニバーサルデザイン化された施設も含めて快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等を通じて、病虫害被害や枯損等による樹木の異常、斜面・施設の異常等を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらう。

また、防災関連施設や排水施設、貯留浸透施設等は、非常時においても円滑に使用・機能できるよう、日頃から点検・清掃等を行っていく。

さらに、効率的で質の高い維持運営管理のため、樹木や公園施設等のデータベースのクラウド化等のデジタル技術の活用推進も検討していく。

２）本公園の維持管理における留意事項

①雑木林の管理

里山景観の保全のため、雑木林の択伐等による萌芽更新や下草刈り、もや分けなどを行う。下草刈りでは、均一に行うのではなく、林床の植生状況を考慮の上、草刈区域や草刈時期を分けるなど、多様な環境の創出を図る。また、ナラ枯れによる雑木林の衰退が見られるため、クヌギ・コナラ等の後継樹の苗木育成について、指定管理者・ボランティア団体等と協力して取り組んでいく。

②施設の維持管理

多目的広場ゾーンのほっこり広場に設置されている雨水排水施設については、梅雨時期や台風襲来時期の前に点検を行う。

③動植物の保全・育成

環境共生・保全ゾーンなど、貴重な動植物が生息・生育する区域について、生物多様性を保全するための整備や管理の計画に基づき、主要な動植物のモニタリング調査を行うとともに、その結果を活用し、多様な生物の生息・生育環境に配慮した順応的な維持管理を行うことにより、動植物の保全と育成を進めていく。

④斜面崩壊等の対応

当園の一部の地区で、土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域に指定されている。病院、民家、鉄道や道路などが隣接する斜面地の地盤状況や雨水流出の状況について確認して、適切な管理を行う。過去、斜面地が崩壊した箇所等を中心に、梅雨の時期前に点検を行い、斜面崩壊の再発を防止し、安全を確保する。

沢沿いは定期的に点検を行い、堆積した土砂や落ち葉は除去し安全を確保する。

(3) 運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 運営管理の基本事項

① 基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用変化等、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体や民間事業者などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

② 公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、不適正な公園利用の是正、感染症や社会状況変化等に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知徹底、受動喫煙防止対策、利用マナーの普及啓発等の適正な運営管理を行う。

③ 利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、デジタル技術等も活用した利便性の向上や公園の魅力を発信に取り組む。また、利用ニーズの変化に対応し快適な利用を促進するため、屋外テレワークの場となる環境・空間やキッチンカー等を活用した飲食空間等の創出について検討していく。

④ 管理運営における多様な主体との連携

公園の活性化や魅力向上のため、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体との継続的なパークミーティングや管理運営協議会等を設置開催し、各公園を特徴づけるような各種活動や地域に根付いたイベント等について連携して推進するとともに、管理運営の方針検討の場などにおいて、子供等を含めた幅広い意見を反映できるような仕組みづくりに取り組む。

2) 本公園の運営管理における留意事項

① 自然環境の保全と活用

動植物の生息・生育環境としての自然環境保全を図るとともに、自然観察会やガイドウォーク、学校の環境教育と連携したプログラムなどにより、子供達から高齢者まで多様な世代が楽しみながら自然環境や生物多様性、自然環境が有する多様な機能などについての体験や学びができるよう、雑木林の自然環境などの資源を活かした取組を行っていく。

② 都民やNPO等との協働による公園づくり

都民やNPO等との協働を積極的に推進し、雑木林の管理など生物多様性を保全するための活動を実施していく。

③ 広域連携による丘陵地の総合的な保全・利活用

他の丘陵地公園や周辺丘陵地と一体となって、保全・利活用を図っていくため、引き続き、関係自治体やNPOなどによる連携協議会を継続し、都県境を越えた広域的な連携をより一層進めていく。

(4) 安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故を未然に防ぎ、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるように、次の通り対応していく。

1) 地震災害

- ・東村山市地域防災計画など、既定計画における役割の確認
- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施
- ・防災関連施設の適切な維持管理

2) 気象災害（台風、大雨、積雪等）

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・情報連絡体制の構築
- ・被害軽減のための事前処置の準備
- ・風水害時の園外への誘導等の内容も含んだ防災訓練の実施
- ・法面保護施設や貯留浸透施設等の維持保全
- ・樹林地等の保全や踏圧による地表面の踏み固め防止

3) 感染症など

- ・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応
- ・基本的感染対策の徹底
- ・感染状況に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知

4) 落枝・倒木

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
- ・計画的な樹木手入れ等の実施
- ・環境対策や快適な利用のため、樹木剪定等の植栽管理を強化

5) 施設の損壊等

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
- ・計画的な補修や取り換え等の実施

（５）改修・再整備の取組について

公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

①災害時対応のための整備

災害時対応のための機能強化・充実に向け、防災関連施設の計画的な整備を行う。

（６）新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和２年７月、東京都・特別区・市町）に設定した「優先整備区域」について行うものとし、令和１１年度までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後の改定により見直されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

１）優先整備区域「事業促進区域」： 7,200㎡

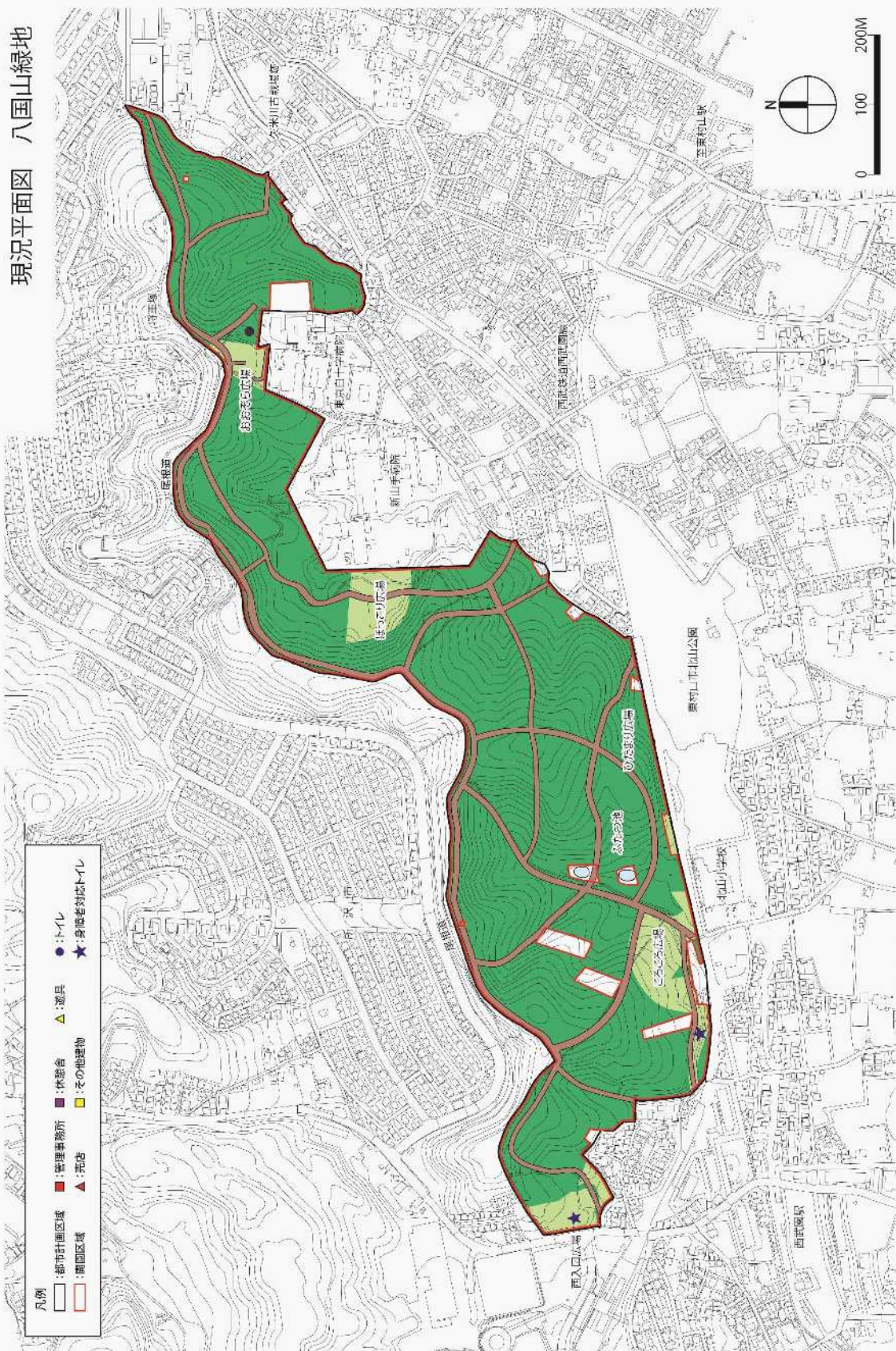
東村山市諏訪町二・三丁目、多摩湖町四丁目

２）優先整備区域「新規事業化区域」：該当なし

注）：「事業促進区域」：既に事業認可を取得済の区域（用地未取得地含む）

「新規事業化区域」：新たに事業認可を取得する区域

IV 図面・写真



周辺土地利用図(空中写真)

八国山緑地



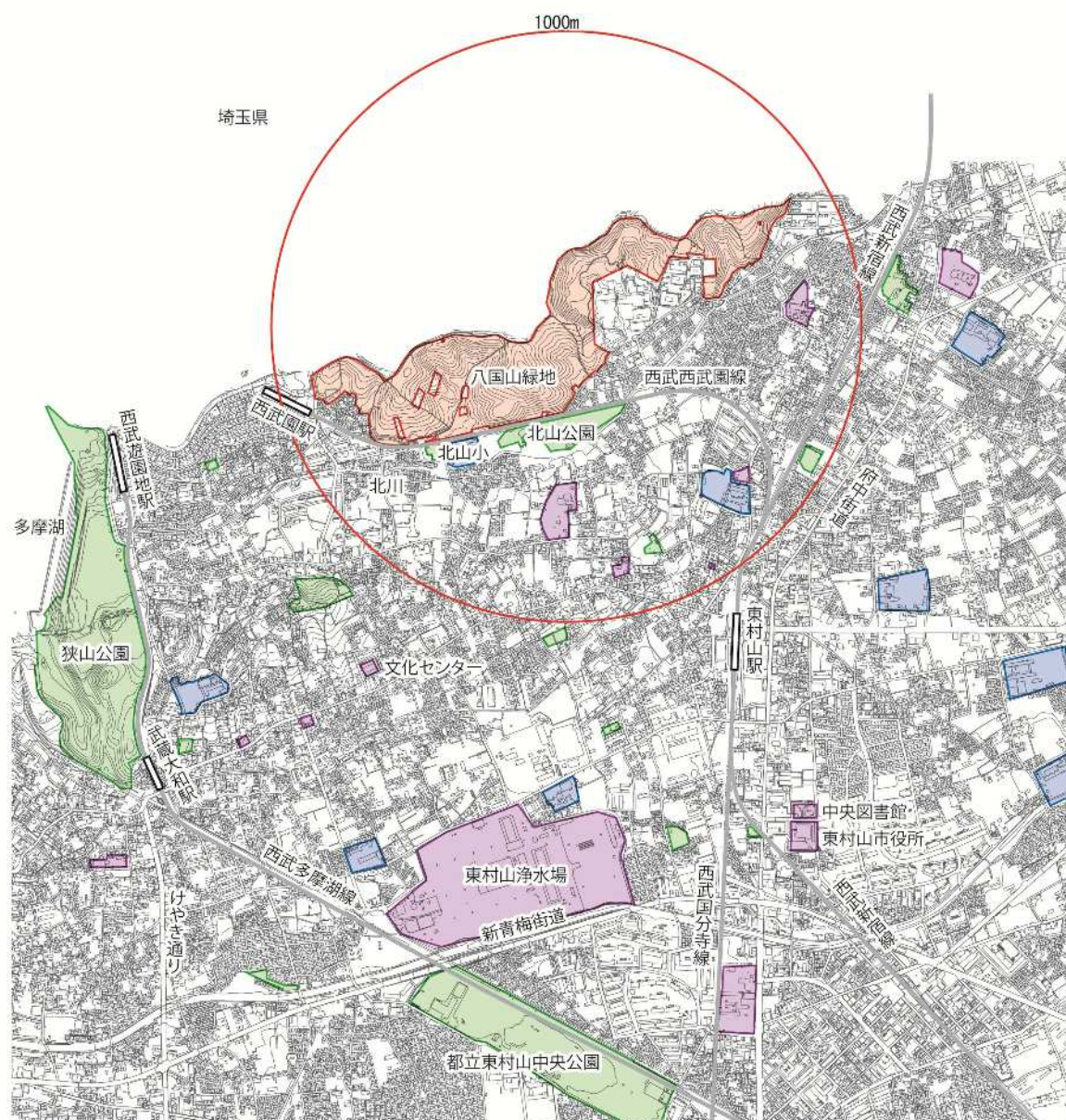
0 100 500M

— : 開園区域
— : 都市計画決定区域

開園面積 37.15ha
撮影年月日 令和2年9月21日

周辺土地利用図(地図)

八国山緑地



この地図は、国土理院長承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3都市基交第267号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

- :公園緑地 :学校
:特徴的な建物(神社仏閣など)
:開園区域
:高速道路
:鉄道



八国山緑地の現況写真 【令和3年9月撮影】

①南西園路・トイレ



⑤ころころ広場



②ふたつ池



⑥南入口



③ひだまり広場園路



⑦西入口



④ふたつ池下流



⑧八国山体験の里入口

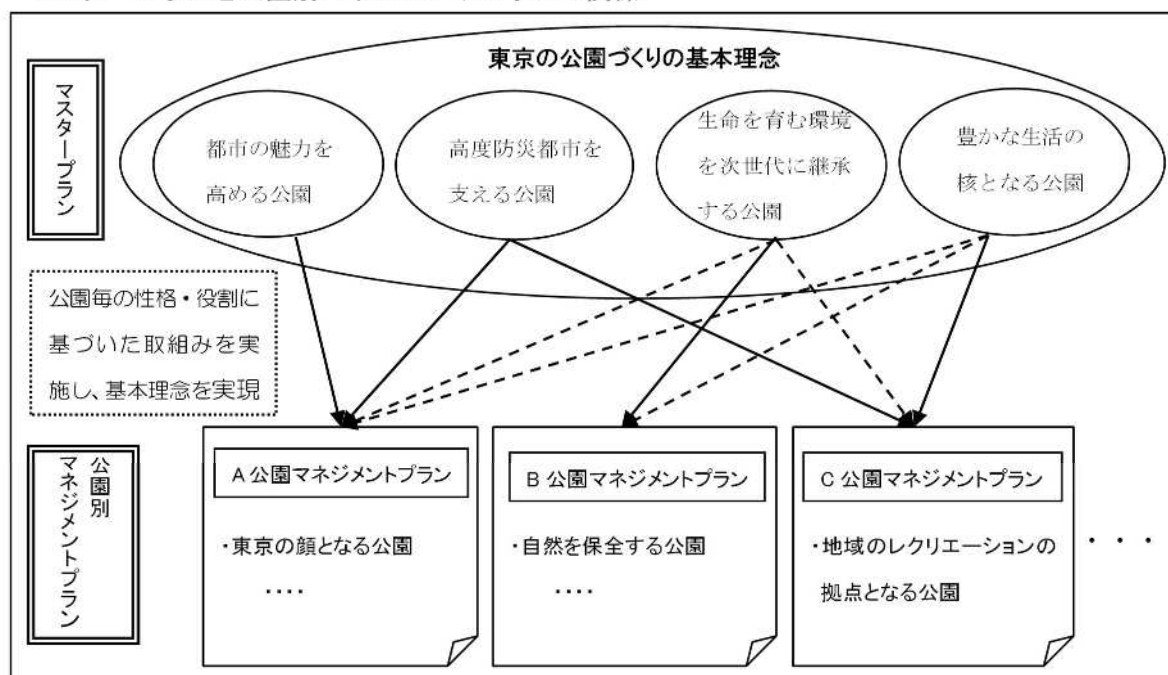


＜資料編＞

資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

- ・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・NPO・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成16年8月に策定された。
- ・当初マスタープラン策定後10年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成27年3月改定版では、目標に対するプロジェクトを次頁表のように掲げている。
- ・当該目標に対するプロジェクトについて、八国山緑地が担うことになるプログラムには◎を、八国山緑地が関係するプログラムには○を付した。
- ・また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

マスタープランと公園別マネジメントプランの関係



プロジェクト10の公園毎の位置づけ 八国山公園

基本 理念	プロジェクト		プログラム		
都 基 市 本 の 理 魅 念 力 1 を 高 め る 公 園	プロジェクト1 国際的な観光拠点 となる公園づくりプ ロジェクト	(3)誰もが利用しやすい公園づくり	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 多言語表記、Wi-Fi環境等の充実	○	
		(4)快適な「おもてなし」空間の形成	快適な「おもてなし」空間の形成	○	
	プロジェクト2 庭園・植物園・動物 園での「おもてなし」 プロジェクト	該当なし			
	プロジェクト3 民間の活力導入促 進プロジェクト	(3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	○	
高 度 基 本 防 災 都 市 を 支 え る 公 園	プロジェクト4 防災公園の機能強 化プロジェクト	(1)防災公園の整備	救出・救助活動の拠点や避難場所となる公園の防災関連施設の充実	◎	
			非常用発電設備の導入	◎	
		(2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	◎	
	プロジェクト5 都立公園の安全・ 快適プロジェクト	(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	◎	
			気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化	◎	
		(3)安全・安心な公園とするための取組み	公園施設の適切な点検と維持・更新	◎	
			環境負荷の少ない公園づくり	○	
	る 生 基 公 命 本 園 を 理 育 念 む 3 環 境 を 次 世 代 に 継 承 す	プロジェクト6 水と緑の骨格軸形 成プロジェクト	(1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、街路樹の形成	都立公園による緑の拠点の形成	◎
				既存公園の再生整備	○
		プロジェクト7 都立公園の生物多 様性向上プロジェク ト	(1)生物生息・生育空間の整備と管理	生物生息・生育空間の保全・再生・創出	◎
公園内の動植物の保全・育成活動の充実				◎	
プロジェクト8 自然とのふれあい プロジェクト		(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	自然観察会、環境教育プログラム等の充実	◎	
			多摩の森林の大切さを公園でアピール	○	
		(2)自然とふれあいの場としての丘陵地の公園緑地づくり	里山の環境を守る丘陵地公園の整備	◎	
			自然の保全・回復に向けた雑木林の更新	◎	
豊 基 か な 本 生 理 活 念 の 4 核 と な る 公 園		プロジェクト9 都立公園の魅力向 上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映	○
			(2)公園の魅力発掘事業の展開	公園利用のアイデア募集	○
	(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用		子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり	◎	
		公園でのスポーツによる健康づくり	○		
	プロジェクト10 パートナーシップ推 進プロジェクト	(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化	○	
		(2)都民からの寄付の受入れ	公園・動物園サポーター制度の実施	○	
			都民や企業からの寄付による公園施設等の設置	○	
			(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進	ボランティア活動と都民協働のさらなる推進	◎
		鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進		○	
		広域連携による丘陵地等の総合的な保全・利活用		◎	
(4)都立公園を支える人材の育成		都立公園を支える人材の育成	○		

資料2 八国山緑地に関する資料

(1) 公園の沿革

昭和 52 年 12 月 1977 年	東京都告示第 1120 号により、都市計画決定
昭和 58 年 3 月 1983 年	東京都告示第 339 号により、都市計画変更
昭和 62 年 4 月 1987 年	東京都告示第 497 号により、都市計画変更
平成元年 11 月 1989 年	東京都告示第 1135 号により、都市計画変更
平成 2 年 6 月 1990 年	4.5ha を開園 以降整備を実施したところから順次開園
平成 4 年 6 月 1992 年	0.9ha を追加開園
平成 5 年 6 月 1993 年	2.9ha を追加開園
平成 6 年 6 月 1994 年	5.3ha を追加開園
平成 7 年 6 月 1995 年	4.2ha を追加開園
平成 8 年 6 月 1996 年	1.3ha を追加開園
平成 9 年 6 月 1997 年	1.1ha を追加開園
平成 10 年 6 月 1998 年	2.5ha を追加開園
平成 11 年 2 月 1999 年	東京都告示第 194 号により、都市計画変更
平成 11 年 6 月 1999 年	3.2ha を追加開園
平成 12 年 6 月 2000 年	0.8ha を追加開園
平成 14 年 6 月 2002 年	1.5ha を追加開園
平成 15 年 6 月 2003 年	0.8ha を追加開園
平成 16 年 6 月 2004 年	0.1ha を追加開園
平成 19 年 4 月 2007 年	2.6ha を追加開園
平成 20 年 6 月 2008 年	2.3ha を追加開園
平成 21 年 6 月 2009 年	2.4ha を追加開園
平成 23 年 6 月	0.01ha を追加開園

2011 年	
平成 24 年 6 月	0.03ha を追加開園
2012 年	
平成 27 年 6 月	0.3ha を追加開園
2015 年	
令和元年 6 月	0.4ha を追加開園
2019 年	

(2) 公園の自然・社会環境

1) 自然環境

- ・八国山緑地と他の狭山丘陵地群との間には住宅地が存在し、分断されている。
- ・地形としては、緑地の北側の境界沿いに走る稜線から南に向かって複数の尾根が伸び、その間に谷が入り込んでいる形となっている。特に緑地西部に大きな尾根が2本突き出ており、それにはさまれて緑地内で最も大きな谷が形成されている。
- ・本緑地の敷地概況は全体的に緩傾斜地である。このうち平坦地としては尾根頂部、谷戸底部、東京白十字病院西側の草地等がある。
- ・本緑地内には埋蔵文化財包蔵地が6か所分布しており、確定区域が2ヶ所、未確定地（埋蔵地）が4ヶ所となっている。
- ・本緑地の植生は、コナラ・アカマツ・エゴノキ等を主体とする里山の二次林として位置づけられ、林床は概ねアズマネザサが優占しているが、一部クマザサが優占している林床もある。なお、コナラとアカマツが二次林の高木層を優占している。このほか樹林地、湿地、畑地、草地などが一部にあり、スギ・ヒノキ植林も僅かに分布している。

2) 社会的環境

- ・八国山緑地は狭山丘陵の一部であり、アニメーション「となりのトトロ」のモデル地と言われている。
- ・本緑地は住宅地の背景となり、市街地の景観を特徴づけている。
- ・緑地区域の周囲は、住宅地に囲まれており、特に北側及び東側で近年宅地造成が行われており、開発圧が高まっている。
- ・緑地の東側に府中街道があり、南側にはやや離れて新青梅街道がある。
- ・鉄道は、西武鉄道西武園線が緑地の南側に接して東西に走っており、最寄り駅は西武園駅で緑地まで徒歩5分の距離にある。

(3) 園内のトピックス

①尾根道

東西1.5kmの歩きやすいほぼ平坦な道。散歩やウォーキングに適しており、幼稚園や小学校の遠足にも利用されている。武蔵野の風景を感じさせる場でもある。

②ころころ広場

緩やかな南斜面の草地の広場で、近隣の人々の憩いの場所やピクニックの場所になっている。トイレ等の便益施設もある。

③ほっこり広場

陽だまりでのんびりと休息できる広場で、ベンチや縁台が設置してある。

④ふたつ池

上池、下池の2つの小さな溜池。付近には木道のある湿地がある。

(4) 本公園の管理運営にあたって留意すべき法や条例

- ・文化財保護法
- ・土砂災害防止法
- ・鳥獣保護管理法
- ・東京都風致地区条例
- ・東京都景観条例
- ・東京における自然の保護と回復に関する条例 等

(5) 利用状況等データ

1) 公園占用の状況

(件)

項目	2 年度	元年度	3 0 年度	2 9 年度	2 8 年度
写真撮影	1	—	—	—	—
映画等の撮影	1	1	—	—	—
その他	—	1	0	0	0

2) 主な催し物

令和2年度実施分

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	春のうららかウォーキング	3 月	55
	2	ガイドウォーク	9 月	434
	3	里山×slowlife	—	—
	4	動植物の SATOYAMA No.1 プログラム	—	—
	5	アニバーサリーイベント	8 月～9 月	170
	6	狭山 3 公園管理運営協議会	8 月	16 団体
自主事業	1	狭山丘陵フェア	11 月	—
	2	狭山丘陵フリーペーパーの作成	11 月	—
	3	SAYAMA HILLS WALKING GUIDE 作成	通年	—
	4	マナーアップキャンペーン	4 月～5 月／ 10 月	—
都民協働	1	狭山丘陵広域連絡会	7 月／10 月	20
	2	狭山丘陵観光連携推進実行委員会	—	—
	3	地域防災組織との連携強化	11 月	23
	4	わいわいミーティング	8 月	52
	5	狭山丘陵フェア実行委員会	7 月／11 月	4
	6	小中学校の先生を支援する総合学習の受入れ強化	7 月／10 月 ／11 月／3 月	451

令和元年度実施分

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数 (人)
イベント	1	ちょこっとボランティア	6 月／11 月	16
	2	八国山フォレストワーク	12 月	15

	3	ガイドウォーク	2 月	32
	4	里山×slowlife	6 月	14
	5	動植物の SATOYAMA No.1 プログラム	—	—
	6	狭山 3 公園管理運営協議会	8 月	16 団体
自主事業	1	狭山丘陵フェア	11 月	2790
	2	狭山丘陵フォトロゲイニング	5 月	255
	3	狭山丘陵フリーペーパーの作成	6 月／8 月／12 月～3 月	—
	4	SAYAMA HILLS WALKING GUIDE 作成	4 月	—
	5	マナーアップキャンペーン	4 月～6 月／10 月／12 月～1 月	—
都民協働	1	狭山丘陵広域連絡会	6 月／9 月	—
	2	狭山丘陵観光連携推進実行委員会	4 月～5 月／7 月／10 月～3 月	—
	3	地域関係者との連絡会開催	2 月	—
	4	わいわいミーティング	6 月	7
	5	狭山丘陵フェア実行委員会	7 月／8 月	7
	6	イベント協力	11 月／2 月	5
	7	多様なボランティア受入	6 月	60
	8	小中学校の先生を支援する総合学習の受入れ強化	4 月～6 月／10 月～2 月	744

平成 30 年度実施分

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数（人）
イベント	1	春のうららかウォーキング	3 月	246
	2	防災イベント	2 月	—
	3	ちょこっとボランティア	4 月／9 月	14
	4	八国山フォレストワーク	7 月／12 月	9
	5	ガイドウォーク	3 月	38
	6	里山×slowlife	2 月	12
	7	狭山 3 公園管理運営協議会	7 月	23
自主事業	1	狭山丘陵フェア	11 月	2716
	2	マナーアップキャンペーン	4 月～6 月／10 月／12 月～1 月	—
	3	スポーツキャラバン	10 月	61
	4	資源循環の仕組づくり	2 月	—
都民協働	1	狭山丘陵広域連絡会	3 月	2
	2	狭山丘陵観光連携推進実行委員会	4 月／7 月～9 月／1 月～2 月	—

	3	地域関係者との連絡会開催	10月／11月	—
	4	わいわいミーティング	2月	35
	5	狭山丘陵フェア実行委員会	7月／11月／2月	10
	6	多様なボランティア受入	4月／9月～10月／12月	64